

奈良県議会個人情報保護条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県議会個人情報保護条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 個人情報等の取扱い（第四条—第十六条）

第三章 個人情報ファイル等（第十七条・第十八条）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示（第十九条—第三十一条）

第二節 訂正（第三十二条—第三十八条）

第三節 利用停止（第三十九条—第四十四条）

第四節 審査請求（第四十五条—第五十二条）

第五章 雜則（第五十三条—第五十七条）

第六章 罰則（第五十八条—第六十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、奈良県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他）、その他）で作られる記録をいう。以とができるない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以

下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が別に定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的形式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、奈良県情報公開条例（平成十三年奈良県条例第三十八号）第二条第二項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、

その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体

系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をあって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12

この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）ができる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他之權利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であつた者、前条第二項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。（漏えい等の通知）

第十二条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
(利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第一項	第十二条第一項 目的以外の目的	法令に基づく場合を除き、利用 目的以外の目的	利用目的以外の目的
第十二条第一項及び第二項	第十二条第一項 第一号	第十二条第一項 第一号	自ら利用してはならない
番号利用法第十九条	又は第十二条第一項及び第二項 の規定に違反して利用されてい るとき	本人の同意があるとき、又は本 人に提供するとき 人の生命、身体又は財産の保 護のために必要がある場合で あって、本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが 困難であるとき	自ら利用する 自ら利用する

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、フアクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するため、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するため必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1 前二項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十七条 議長は、別に定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる課の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方

- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 第十九条第一項、第三十二条第一項又は第三十九条第一項の規定による請求を受理する課の名称
- 九 第三十二条第一項ただし書又は第三十九条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 十 その他議長が別に定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 四 一年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル
- 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 六 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 七 本人の数が議長が別に定める数に満たない個人情報ファイル
- 八 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル

ル簿に掲載しないことができる。

(個人情報取扱事務登録簿の登録及び閲覧)

第十八条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所管する課の名称
- 三 個人情報を収集する目的
- 四 個人情報の対象者の範囲
- 五 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあつては、法第二条第三項に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）
 - 六 個人情報の収集先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項
- 2 議長は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更したときも、同様とする。
- 3 議長は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。
 - 一 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する事務
 - 二 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみ取り扱う事務
 - 三 前各号に掲げるもののほか、議長が別に定める事務
- 2 議長は、第一項第五号の記録項目の一部、同項第六号に掲げる事項若しくは同項第七号の議長が別に定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは議長が別に定める事項

の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登載しないことがで
きる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己
を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「
代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開
示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第二十条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。
）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求
に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示
請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつ
ては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、
又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以
下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることが
できる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提
供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第二十一条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各

号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除
き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十九条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をす

る場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十八条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると

認められるもの

四 議長が第二十五条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
カ　独立行政法人等、地方公共団体が經營する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

七　議会の会派又は議員の活動に関する情報であつて、開示することによりこれらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

（部分開示）

第二十二条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第二十三条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第二十四条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十五条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十六条 開示決定等は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要し

た日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第二十七条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第二十八条** 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十六条第二項第三号及び第五十一条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつ

て、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号イ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十三条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施するとの間に少なくとも一週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十九条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録される文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十五条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、当該開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第三十条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合

（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る費用負担）

第三十一条 第二十九条第一項の規定により写し（電磁的記録にあつては、議長が別に定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として議長が別に定める額を負担しなければならない。

第二節 訂正

（訂正請求権）

第三十二条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十九条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第三十条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
（訂正請求の手続）
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。
（訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所）
一 訂正請求をする者の氏名及び住所
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第三十四条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第三十五条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第三十六条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第三十七条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十八条 議長は、第三十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第四十条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項

- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

- 第四十一条** 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第四十二条** 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

- 第四十三条** 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十四条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

3 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審議会への諮問）

第四十六条 前条に規定する審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号。以下「施行条例」という。）第八条に規定する奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（奈良県個人情報保護審議会の調査権限）

第四十七条 議長が前条第一項の規定により奈良県個人情報保護審議会に諮問したときは、この章に定めるもののほか、当該諮問に係る審査請求の調査審議に必要な事項については、施行条例第九条から第十三条までの規定を適用する。この場合において、施行条例第九条第一項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第一項第三号」と、「実施機関」とあるのは「議会」と、同条第三項中「前条第一項第一号」とあるのは「前条第一項第三号」と、第十条中「閲覧させることができる」とあるのは「閲覧させ、次条第一項に規定する審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める」とその他必要な調査をさせ、又は当該審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる」と、第十三条中「第八条第一項第一号」とあるのは「第八条第一項第二号」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する施行条例第九条第一項及び第三項に定めるものほか、前条第一項の諮問を受けた奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、施行条例第十二条第一項に規定する審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第四十八条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともにに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第四十九条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第五十条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審議会は、第四十七条の規定により適用される施行条例第十一条第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第五十一条 第二十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(答申の尊重義務)

第五十二条 議長は、第四十六条第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第五章 雜則

(適用除外)

第五十三条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

2 議会図書室において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、前章及び第六章の規定は適用しない。

3 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、前章の規定は適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第五十四条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第五十五条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第五十六条 議長は、別に定めるところにより、毎年一回、議会における個人情報の開示等の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(委任)

第五十七条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第六章 罰則

第五十八条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事している派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。